

国際交流ボランティアバンク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸国際交流協会(以下「協会」という。)に国際交流ボランティアバンクを設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 国際交流ボランティアバンクは、国際交流活動への住民参加を促進するため、国際交流ボランティア(以下「ボランティア」という。)を広く募り、もって国際間の相互理解及び友好親善に寄与することを目的とする。

(ボランティア活動の内容)

第3条 ボランティアは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 通訳翻訳 交流活動、災害時を含む外国人の生活支援などの通訳や翻訳
- (2) ガイド 外国人に対する観光地や施設などの案内
- (3) 外国人のホームステイの受入れ
- (4) その他協会が認めた活動

(ボランティアの要件)

第4条 ボランティアとして登録できる者は、18歳以上の者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 八戸圏域内で活動できる者
- (2) 心身ともに健全で、国際交流に対する理解及び熱意がある者
- (3) 前条のボランティア活動のいずれかに協力できる者

(登録の申込み等)

第5条 ボランティアの登録をしようとする者は、国際交流ボランティアバンク登録申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、国際交流ボランティア登録名簿(以下「ボランティア名簿」という。)に登録する。

(登録情報の目的外使用等の禁止)

第6条 協会は、ボランティアに関する情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、当該ボランティアの承諾を得たときは、この限りでない。

(登録の取り消し)

第7条 ボランティアが次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) ボランティアから登録辞退の申し出があったとき
- (3) ボランティアとしての適性に欠けると認められるとき

(ボランティア紹介申込手続き等)

第8条 ボランティアの紹介を申し込む者(以下「申込者」という。)は、国際交流ボランティア紹介申込書(別記第2号様式)を協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、前項の申込書を受理したときは、ボランティアの紹介の可否を決定し、国際交流ボランティア紹介・却下決定通知書(別記第3号様式)により、申込者に通知するものとする。
- 3 協会は、前項の場合において、ボランティアの紹介を決定したときは、ボランティア登録名簿の中から適すると思われる者を選定し、その者の了解を得た上で、氏名及び連絡先を申込者に通知するものとする。
- 4 申込者は、当該活動が終了した時は、国際交流ボランティア活動報告書(別記第4号様式)により協会に報告しなければならない。

(ボランティアの紹介を申込みできる団体等)

第9条 ボランティアの紹介を申込みできるのは、次に該当する団体等とする。

- (1) 協会
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) その他協会が特に認める公益的な活動の実施団体等

(申込者の責務等)

第10条 申込者は、紹介を受けたボランティアに対し活動内容等について、速やかに通知するとともに、十分な事前説明を行うものとする。また、活動内容等に変更が生じた場合は、速やかにボランティア及び協会に通知するものとする。

- 2 申込者は、ボランティアに交通費等の活動に必要な費用が生じた場合は、負担しなければならない。
- 3 申込者は、紹介を受けたボランティアに関する情報を漏らしてはならない。

(保険への加入等)

第11条 ボランティア登録名簿に登録したボランティアを対象とする保険については、八戸市が行う八戸圏域住民活動保険制度を活用するものとする。

- 2 ボランティアが当該活動中に受けた損害及び協会の紹介したボランティアにより申込

者が受けた損害については、協会はその賠償の責めを負わない。

(守秘義務)

第12条 ボランティアは、当該ボランティア活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。
その登録が取り消された後も、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要綱は平成9年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は令和3年7月1日から施行する。